

令和8年度



政策



税制改正要望を決定!

重点要望項目

● 生命保険料控除制度の拡充

国民一人ひとりの将来に向けた自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充すること

ー子育て支援に関する政策税制として1年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

令和7年まで	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
	4万円	4万円	4万円
(平成24年1月からの契約)			
令和8年限り 時限措置	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
	23歳未満 扶養親族 有 6万円 無 4万円	4万円	4万円
(平成24年1月からの契約)			

要 望

令和9年以降

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久化

子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から「令和8年分所得税において講じられる、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する2万円の上乗せ措置」を恒久化するなど所要の措置を講ずること

● 企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃

ー公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度)および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること



令和7年度税制改正では、生命保険料控除制度について、令和8年限りの時限措置として、「23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除額に2万円上乗せ」されることが決定されています。

2025年7月7日開催の第11回中央執行委員会において、当該措置の恒久化などを要望内容とする令和8年度税制改正要望を決定しました。

要望項目

1. 介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の拡充

所得税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げること

2. 死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ

遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

3. 非課税財形の加入年齢の拡大と非課税限度額の引き上げ

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄について、70歳までの就業の確保が努力義務となったこと等に対応し、契約時の加入年齢を拡大すること、また非課税限度額を引き上げること

4. 企業型確定拠出年金制度の退職時脱退一時金支給要件の緩和

企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること

5. 確定給付企業年金に関する現行制度の存置

確定給付企業年金制度について、現行のとおり拠出限度額を設定しないとともに、中途引出しを認めること

生保関連税制の充実に向けて、支援議員との連携を一層深めていくとともに、国政や行政など関係各方面に対して積極的な働きかけを行なっていきます。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。